

## 西宮市住民票の写し等に係る本人通知制度実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「住基法」という。）及び戸籍法（昭和22年法律第224号）に基づき、住民票の写し等を第三者等に交付した場合において、事前の申出により登録された者（以下「事前登録者」という。）に対し、自己の住民票の写し等が交付された事実を通知すること（以下「本人通知制度」という。）により、住民票の写し等の不正請求を抑止し、不正取得による個人の権利の侵害を防止することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 住民票の写し等 次に掲げるものをいう。

ア 住基法の規定による住民票の写し、消除された住民票の写し、住民票に記載をした事項に関する証明書、消除された住民票に記載をした事項に関する証明書、戸籍の附票の写し及び消除された戸籍の附票の写し

イ 戸籍法の規定による戸籍の謄本又は抄本、除かれた戸籍の謄本又は抄本及び磁気ディスクをもって調製された戸籍又は除かれた戸籍に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面

(2) 第三者等 次に掲げる者をいう。

ア 住基法第12条第1項又は第20条第1項の規定により住民票の写し等の交付を請求する者の代理人

イ 住基法第12条の3第1項若しくは第2項又は第20条第3項若しくは第4項の規定により住民票の写し等の交付を請求する者又はその代理人

ウ 戸籍法第10条第1項（同法第12条の2において準用する場合を含む。）の規定により住民票の写し等の交付を請求する者の代理人

エ 戸籍法第10条の2第1項又は第3項から第5項まで（同法第12条の2において準用する場合を含む。）の規定により住民票の写し等の交付を請求する者又はその代理人

### (対象者)

第3条 本人通知制度の対象となる者は、次に掲げる者とする。

(1) 住基法の規定により本市の住民基本台帳又は戸籍の附票に記録されている者（消除された住民票又は除かれた戸籍の附票に記録されている者を含む。）

(2) 戸籍法の規定により本市の戸籍（除かれた戸籍を含む。）に記載され、又は記録されている者

(3) 前項の規定にかかわらず、死亡した者又は失踪の宣告を受けた者は、対象者としな

### (事前登録の申出)

第4条 本人通知制度の利用を希望する者（以下「申出者」という。）は、あらかじめ、西宮市本人通知制度事前登録申出書（様式第1号。以下「申出書」という。）により市長に西宮市本人通知制度事前登録者名簿への登録（以下「事前登録」という。）を申し出るものとする。

2 前項の規定による申出は、代理人により行うことができる。

3 申出者又は代理人は、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律

第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により、事前登録の申出を行うことができる。

4 事前登録の申出は、市民課並びに鳴尾、瓦木、甲東、塩瀬及び山口の各支所並びにアクタ西宮ステーション並びに上甲子園及び夙川の各市民サービスセンターで行うものとする。

(本人確認)

第5条 事前登録の申出を行う場合において、申出者又は代理人は、本人であることを証するため、次の各号のいずれかの書類を提示しなければならない。

- (1) マイナンバーカード(個人番号カード)
- (2) 旅券
- (3) 運転免許証
- (4) その他官公署が発行した免許証、許可証又は資格証明書等(顔写真が貼付されたものに限る。)

2 前項の規定にかかわらず、申出者又は代理人がやむを得ない理由により同項のいずれの書類も提示できない場合は、同項各号で掲げる書類に準ずるものとして市長が適当と認める書類を提示し若しくは提出させること又は当該申出者若しくは代理人が本人であることの説明を求めることにより本人であることの確認を行うものとする。

(代理権確認の方法)

第6条 第4条第2項の規定により申出者の代理人が事前登録の申出をしようとするときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書類を提示し、又は提出しなければならない。ただし、第1号に掲げる者にあつては、本市に備付けの公簿等の記載により当該事実が判明する場合は、この限りでない。

- (1) 法定代理人 戸籍謄本その他法定代理人の資格を証明する書類
- (2) その他の代理人 委任状その他その代理権を明らかにする書類

(事前登録)

第7条 市長は、事前登録の申出があつたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、西宮市本人通知制度事前登録者名簿(以下「登録者名簿」という。)に登録するものとする。

2 市長は、事前登録を行ったときは、速やかに、その旨及び本人通知を開始する日を、当該事前登録に係る申出者に通知するものとする。ただし、法定代理人による申出に基づき事前登録を行ったときは、当該法定代理人に通知するものとする。

(事前登録の変更等)

第8条 事前登録者は、氏名、住所その他事前登録の内容に変更が生じたとき又は事前登録を廃止しようとするときは、西宮市本人通知制度登録(変更・廃止)届出書(様式第2号。以下「届出書」という。)により市長に届け出なければならない。

2 第4条第2項から第4項まで及び第5条から第7条まで(第7条第2項を除く。)の規定は、前項に規定する届出について準用する。

(事前登録者への通知)

第9条 市長は、事前登録者に係る住民票の写し等を第三者等に交付したときは、当該事前登録者又はその法定代理人に対し、次に掲げる事項を記載した住民票の写し等交付通知書(様式第3号)により通知するものとする。

- (1) 住民票の写し等の交付年月日

- (2) 交付した住民票の写し等の種別及び交付通数
- (3) 交付した住民票の写し等の交付請求者の種別  
(事前登録の抹消)

第10条 市長は、事前登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該事前登録者に係る登録を抹消するものとする。

- (1) 第8条第1項に規定する廃止の届出があったとき。
- (2) 前条の規定による通知の送達先が不明のとき。
- (3) 事前登録者に係る消除された住民票及び消除された戸籍の附票の保存期間が経過したとき。
- (4) 事前登録者が死亡し、又は失踪の宣告を受けたとき。
- (5) 事前登録者の居住地が判明せず、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により住民票が職権消除されたとき。
- (6) その他市長が登録を抹消する必要があると認めたとき。

(文書の保存)

第11条 この要綱の規定に基づき作成し、又は取得した文書の保存年限については、次に定めるところによる。

- (1) 登録者名簿 永年
- (2) 申出書及び届出書 3年
- (3) その他この要綱の規定に基づき作成し、又は取得した文書 1年

2 文書の保存年限は、当該文書を取得し、又は作成した日の属する年度の翌年度4月1日から起算する。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年10月1日から実施する。

(準備行為)

2 市長は、第7条の規定による事前登録及びこれに関する必要な手続については、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

様式（省略）